

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 行政運営の基本原則(第3条)

第3章 行政運営の基本方針(第4条—第16条)

第4章 市及び職員の責務(第17条・第18条)

第5章 広域連携(第19条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、浦安市における行政運営の基本原則を明らかにするとともに、行政運営に関する基本的な事項を定めることにより、市民の信頼に応え、浦安市まちづくり基本条例(令和4年条例第3号)に基づく、総合的かつ計画的な行政運営を確立することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、浦安市まちづくり基本条例の例による。

第2章 行政運営の基本原則

第3条 浦安市における行政運営の基本原則は、次のとおりとする。

- (1) 総合的な政策推進の原則 市は、総合計画に基づき、行政改革、財政運営、政策法務、行政評価等を相互に連動させながら将来にわたって持続可能な行政運営を行う。
- (2) 参加と連携協力の原則 市は、市民の様々な取組を補完し、行政運営への参加の機会の確保に努め、市民と適切な役割分担の下、連携協力して行政運営を行う。
- (3) 権利利益の保護の原則 市は、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることにより、市民の権利利益を保護するよう、行政運営を行う。

第3章 行政運営の基本方針

(総合計画)

第4条 市長は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため、広く市民の参加を求め、総合計画を策定する。

2 市長は、総合計画を踏まえ、毎年度行政運営に関する方針を市民に明らかにする。

3 市は、総合計画の進行管理を適切に行うとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。

4 市は、各分野の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図る。

(行政改革)

第5条 市は、行政運営に当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、より質の高い行政サービスを提供するため、行政資源を最適に活用する。

(財政運営)

第6条 市は、中長期的な視野に立ち、財源の確保及びその効果的かつ効率的な活用を図り、持続可能で健全な財政運営を行う。

2 市長は、予算及び決算その他の財政状況を市民に分かりやすく公表する。

3 前2項に定めるもののほか、財政運営に関する事項は、別に条例で定める。

(政策法務)

第7条 市は、政策等の立案及び行政課題の解決に当たっては、法令を主体的に解釈し、運用するとともに、条例等を積極的に制定するなど、その活用を図る。

(行政評価)

第8条 市は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策や事業、予算編成、組織編成等に反映する。

2 市は、行政評価に当たっては、市民等が参加できるよう努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表する。

3 前2項に定めるもののほか、行政評価に関する事項は、別に条例で定める。

(危機管理)

第9条 市は、市民や関係機関と連携協力して、災害等に事前に備えるとともに、災害等の発生時に的確に対応するための体制を整備する。

2 前項に定めるもののほか、災害等の対応に関する事項は、別に条例で定める。

(組織編成)

第10条 市は、社会経済情勢の変化に的確に対応した効率的かつ機能的で、市民に分かりやすい組織体制を整備する。

2 市は、課題解決のため、相互に連絡を緊密にし、必要に応じて組織の横断的な連携を図る。

(参加)

第11条 市は、課題の発見並びに政策等の形成、実施及び評価の行政運営の一連の過程において市民の参加が図られるよう、その機会の確保に努める。

2 前項に定めるもののほか、行政運営への参加に関する事項は、別に条例で定める。

(行政手続)

第12条 市は、浦安市行政手続条例(平成8年条例第1号)その他の行政手続に関する法令の定めるところにより、処分、届出、行政指導に関する手続及び規則等を定める手続を適正に行う。

(法令遵守)

第13条 市は、公正な行政運営を行うため、法令等を遵守するとともに、法令等を遵守するための体制を整備する。

(個人情報保護)

第14条 市は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供及び管理を適正に行う。

(令4条例34・一部改正)

(説明責任)

第15条 市は、行政運営に関することについて、適切な方法により市民に分かりやすく説明するとともに、市民からの意見、要望等の内容に応じて迅速かつ適切に対応する。

(情報公開)

第16条 市は、浦安市情報公開条例(平成13年条例第3号)で定めるところにより、公文書の管理及び開示を適正に行う。

第4章 市及び職員の責務

(市の責務)

第17条 市は、自らの判断と責任において、公正かつ誠実に行政運営に当たらなければならない。

2 市は、この条例に定める事項を実現するため、条例等の制定その他の必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第18条 職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、法令等を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。

第5章 広域連携

第19条 市は、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下、連携協力するとともに、積極的に意見、要望等を述べる。

2 市は、相互に共通する課題又は広域的な課題を解決するため、他の市区町村と連携協力する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年12月21日条例第34号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。